

○総務省令第七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百四十七条の二第一項の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二日

総務大臣 武田 良太

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>(特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等) 第二十四条の三十九 法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令(同項に規定する地方税関係法令をいう。以下この条及び次条において同じ。)の規定により書面等(法第七百四十七条の二第一項に規定する書面等をいう。以下この条及び次条において同じ。)により行うことその他の方法が規定されているものとする。</p> <p>一 法第十五条の二第一項から第三項までの規定による申請書の提出</p> <p>二 法第十五条の二第八項(法第十五条の六の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の訂正</p> <p>三 法第十五条の六の二第一項及び第二項の規定による申請書の提出</p> <p>四 [略]</p> <p>五 [二〇十五 略]</p> <p>十六 地方税関係法令の規定に基づき前各号に掲げるものに添付すべきこととされている書面等の提出及び訂正並びに当該規定に基づき当該各号に掲げるものと併せて送信することとされている事項の送信</p> <p>[二〇七 略]</p> <p>附則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る特定書面等地方税関係申告等) 第三十一条 法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、第二十四条の三十九第一項の規定にかかわらず、同項に規定するもののほか、次に掲げるものうち、地方税関係法令(法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。)の規定により書面等(同項に規定する書面等をいう。)により行うことその他の方法が規定されているものとする。</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>三 [略]</p> <p>二 [略]</p> <p>一 [略]</p>	<p>(特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等) 第二十四条の三十九 [同上]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 [同上]</p> <p>三 [同上]</p> <p>四 [同上]</p> <p>五 [同上]</p> <p>一 法第十五条の六の二第一項の規定による申請書及び添付すべき書類の提出</p> <p>二 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第八項の規定による申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出</p> <p>三 [同上]</p> <p>四 [同上]</p> <p>五 [同上]</p>
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。